

子保発 0727 第 1 号  
子子発 0727 第 1 号  
子家発 0727 第 1 号  
子母発 0727 第 1 号  
令和 2 年 7 月 27 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 児 童 福 祉 主 管 部 ( 局 ) 長 殿  
中 核 市

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 保 育 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 子 育 て 支 援 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 家 庭 福 祉 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 母 子 保 健 課 長  
( 公 印 省 略 )

児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び  
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

児童福祉施設等においては、自力避難が困難な乳幼児等も利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて児童福祉施設等の非常災害対策及び利用児童等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします。

- 1 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第6条等の児童福祉法等に定められている児童福祉施設等の非常災害対策に万全を期すよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)について速やかに点検をお願いする。

(参考)

- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

#### 第六条

児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

※他、各事業基準省令等に同旨の記載

- 2 点検の過程で、非常災害対策計画が未作成又は内容が不十分であると判断した児童福祉施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日雇児総発0909第2号)や「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について(依頼)」(平成29年2月20日雇児総発0220第2号)等の通知や当該通知の添付資料を参考のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、児童福祉施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の作成状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・児童福祉施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数、所要時間等))
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等